

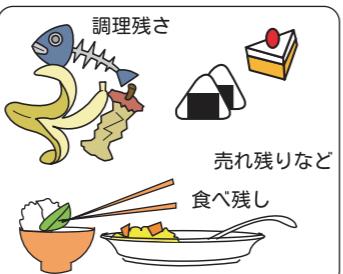
事業系廃棄物のごみ・資源の出し方

事業系ごみとは

事業活動に伴って排出されるすべてのごみをいいます。事業活動には、店舗、会社、事務所などの営利を目的とするものばかりでなく、病院、学校、社会福祉施設などの公共サービス等を行っているところや、個人営業も含みます。廃棄物処理法では、事業者は事業系ごみを自らの責任で適正に処理しなければならないと定められています。



食品の食べ残し、
売れ残り、調理残さ等
(食品加工業を除く)



生ごみ処理機やリサイクル施設に搬入して、できる限り資源化しましょう。
リサイクルできない場合は、自ら多摩清掃工場へ搬入するか、一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託してください。

- 食料品製造業などの業種から発生する生ごみ(動植物性残さ)は**産業廃棄物**です。
- 食品関連事業者は、食品リサイクル法により減量・リサイクルが義務づけられています。



汚れのついた紙、
リサイクルできない紙



自ら多摩清掃工場へ搬入するか、一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼してください。可能な限りリサイクルするよう分別を徹底しましょう。



種類ごとに分別し、古紙のリサイクル業者か一般廃棄物収集運搬業許可業者へ委託してください。資源化可能な古紙は、多摩清掃工場へ搬入することはできません。

新聞	新聞、広告チラシなど
雑誌	週刊誌、書籍、パンフレット、カタログなど
ダンボール	ダンボール
OA古紙	コピー用紙、コンピュータ用紙
雑古紙	メモ用紙、郵便物、封筒、紙袋、ボール紙、空き箱など
シュレッダー古紙	シュレッダー処理紙
機密書類	個人情報、企業情報など機密性の高い書類

- 排出する際は、次の点に留意してください。
 - ・シールが貼られた封筒等は、シールを取り除く
 - ・ビニールのついた窓空封筒などは、ビニールを取り除く
 - ・金属やプラスチックがついたファイル等は、金属等を取り除く
 - ・紙に貼られた粘着テープは取り除く
- 印刷業・製本業・製紙業などの業種から発生する古紙(紙くず)は、**産業廃棄物**です。

事業系ごみは、ごみの種類や排出業者の業種により「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類されます。

多摩清掃工場に搬入できるものは、「一般廃棄物」のみです。プラスチック類などの「産業廃棄物」は搬入することができません。資源化できるものは、許可業者へ委託するなどリサイクルをしてください。

※ 排出量の少ない事業所(日量排出量:産業廃棄物、一般廃棄物(資源を含む)合計で10kg未満)の事業系ごみ(可燃・不燃・プラスチック)については、市でも収集を行っています。排出の際は事業系ゴミ有料指定袋を求めてください。

※ 新規に事業をおこした事業者は市の登録を行ってください。

工場で受け入れできないもの	産業廃棄物		産業廃棄物許可業者へ委託し、処分してください。 プラスチック類を多摩清掃工場へ搬入することはできません。
	プラスチック類	缶	
	弁当・カップめんの容器、ラップ類やトレー、ビニール袋、発泡スチロール、緩衝材類、プラスチックボトルなど	飲料用など	産業廃棄物許可業者へ委託し、処理するかりサイクルしてください。缶、びん、ペットボトルを多摩清掃工場へ搬入することはできません。自動販売機で購入したものは、その飲料の納入業者に依頼してください。
	びん	飲料用など	産業廃棄物許可業者へ委託し、処理するかりサイクルしてください。缶、びん、ペットボトルを多摩清掃工場へ搬入することはできません。自動販売機で購入したものは、その飲料の納入業者に依頼してください。
	ペットボトル	飲料用など	産業廃棄物許可業者へ委託し、処理してください。金属類を多摩清掃工場へ搬入することはできません。
	金属類	刃物類、スプレー缶、金具類など	産業廃棄物許可業者へ委託し、処理してください。金属類を多摩清掃工場へ搬入することはできません。
	ガラス陶磁器類	コップ等のガラス類、蛍光灯など	産業廃棄物許可業者へ委託し、処理してください。ガラス・陶磁器等を多摩清掃工場へ搬入することはできません。
	電池	乾電池、ボタン電池や充電池など	産業廃棄物処理業者へ委託し、処理してください。電池を多摩清掃工場へ搬入することはできません。
		● 電池は産業廃棄物の金属くずと汚泥の混合物に分類されます。 ● ボタン電池や充電池はリサイクルしてください。	● 電池は産業廃棄物の金属くずと汚泥の混合物に分類されます。 ● ボタン電池や充電池はリサイクルしてください。
大型ごみ等	大型ごみ等		産業廃棄物処理業者へ委託し、処理するかりサイクルしてください。エアコン、冷凍冷蔵庫、洗濯機、テレビ、衣類乾燥機は法律によりリサイクルが義務づけられています。販売店やメーカーにお問い合わせください。
	事務所の机、椅子、ロッカー、家電製品、パソコンなど	事務所の机、椅子、ロッカー、家電製品、パソコンなど	
	木くず	木製品、木製パallet、剪定枝など	自ら多摩清掃工場へ搬入(大きさ制限あり)するか、一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託し、処理してください。産業廃棄物の木くずを多摩清掃工場へ搬入することはできません。
	古布	不用になった作業着、制服など	自ら多摩清掃工場へ搬入するか、一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託し、処理するかりサイクルしてください。産業廃棄物の古布を市の清掃工場へ搬入することはできません。
		● 建設業、木材製造業、木製品製造業から発生する木くずは 産業廃棄物 です。また、貨物の流通のために使用したパallet等も 産業廃棄物 です。	● 建設業、繊維工場などの業種から発生する繊維くずは 産業廃棄物 です。